

広島県告示第五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によつて、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅介護支援事業者 有限会社ピースフル	名称 の主たる事務所 在地所	行居宅介護支援事業所を 称 所 在 地	指定年月日 一日 平成二二年一月
さわやか居宅介護支援事業所	広島市南区翠二丁目 二三番八号	号 五 丁 目 五 番 九 一 八	広島市安佐南区相田